

議案第52号

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例（平成19年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 及び 3 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 及び 3 略

(この条例の失効)

4 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。